

平成28年4月21日
法務省民事局

災害復旧における境界標識の保存について

平成28年熊本地震による被災地において、今後、がれきの除去や倒壊家屋等の撤去等の復旧作業が見込まれるところですが、復旧作業に際しては、土地にコンクリート杭、金属鉋などが埋設されていないかどうか注意するようお願いします。

これらは、土地の境界を示す「境界標」であるかもしれません。

境界標は、たとえ地震により位置がずれていたとしても土地の境界を特定するために役立つもので、紛争の予防・解決にも重要な役割を果たします。今後の被災地の復興のために、可能な限りその保存が図られるよう配慮をお願いします。

境界標識のほか、塀・石垣の基礎部分や側溝なども土地の境界を特定するために役立つものですので、可能な限りこれらの保存についても、留意されるようお願いします。

〔被災地の法務局の連絡先〕

熊本地方法務局不動産登記部門 電話 096-364-2145

音声ガイダンス番号〔境界標識について〕2→1→2